訓令

埼玉県教育委員会訓令第一号

埼玉県教育局

県立教育機関

 \mathcal{O} 玉 ように 一県 教 育委員· 定 める 会の 権 限 に 属す る 事務 \mathcal{O} 決 裁 に関する 規 程 \mathcal{O} 部 を改正す る 訓 令

平成二十九年三月三十一日

埼玉県教育委員会委員長 岩 本 育 子

埼玉 県 教 育委員 会 \mathcal{O} 権限に属する事 務 \mathcal{O} 決裁に関する規程 \mathcal{O} 一部を改正 する

訓

教育委員会訓令第三号) 玉 県教育委員会 \mathcal{O} \mathcal{O} 限 に に属する 部を次 事 のように 務 \mathcal{O} 決 改正す 裁 に関 する 規 程 (昭 和 六 +年 埼 玉

県

第五 二十五条の二第一項」を「第二十五条第一項」に、 項」を「第二十五条第五項」に改める。 を「第二十五条第四項」に改め、同号部長専決事項 表第二県立学校部 \mathcal{O} 表県立学校 人事課 \mathcal{O} 項第 同欄 号教 \mathcal{O} 29 育長専決 欄 中 35 「第二十五条 中 事 「第二十五条の二 項 \mathcal{O} \mathcal{O} 28 二第四

第四項」 の二第五項」を 「第二十五 別表第二市町 を 条の二第一項」を「第二十五条第一項」 「第二十五条第四項」に改め、 村支援部の表 「第二十五条第五 小中学校人事課 項」に改める。 同号部長専決 の項第 に、 _ 号教育長専決事 事項 同 欄 21 中 \mathcal{O} 欄 21 「第二十五条の二 中 「第二十五 項 \mathcal{O} 20 中

め、 第二十三条」 別表第三第一 同 表第二号 専 号専決 を 決事 「第二十四 項 事 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} 欄9 条第三項」に、 29 中 中 第 「第二十四条」 兀 [十二条] 同 欄 を 13 第四 を 中 「第二十五条」 第十 十二条第三項」 · 条 」 を 第 に 九 に改 条」 同 \emptyset に改 12 中

」の訓令は、平成二十九年四月一日から施行する。